



埼玉県報

第147号
令和2年(2020年)
10月6日
火曜日

目次

告示

- 特例認定特定非営利活動法人の特例認定の失効に係る公告（共助社会づくり課）
- 令和2年度埼玉県新型コロナウイルス感染症・医療従事者等の慰労金交付等業務委託に関する契約の相手方等の公示（医療人材課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 保安林の指定の解除予定（森づくり課）
- 県営土地改良事業池上地区（区画整理事業）計画変更及び変更に係る計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 入間第一用水土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 鴻巣都市計画の変更に関する公聴会の中止について（都市計画課）
- 埼玉県高等学校等奨学金に係る未収金収納事務委託に関する告示（教委・財務課）
- 県道川越入間線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第千九十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第六十一条の規定により、特例認定特定非営利活動法人の特例認定が失効したので、同法第六十二条において準用する同法第五十七条第二項の規定により公示する。

令和二年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・埼玉

二 代表者の氏名

男澤 望

三 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市芝二丁目四番二十五号

四 失効日

令和二年十月三日

告 示

埼玉県告示第千九十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

令和2年度埼玉県新型コロナウイルス感染症・医療従事者等の慰労金交付等業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県保健医療部医療人材課医師確保対策担当 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2埼玉県立小児医療センター8階

3 随意契約の相手方を決定した日

令和2年7月27日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社シグマスタッフ 東京都品川区上大崎2丁目25番2号

5 契約金額

70,800,400円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

告 示

埼玉県告示第千九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール本庄中央

埼玉県本庄市中央二丁目千五百九十五番二外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）東京センチュリー株式会社 代表取締役 浅田俊一

東京都千代田区神田練塀町三番地

（変更後）東京センチュリー株式会社 代表取締役 野上誠

東京都千代田区神田練塀町三番地

ハ 変更年月日

令和二年四月一日

ニ 届出年月日

令和二年九月十八日

二 縦覧期間

令和二年十月六日から令和三年二月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月六日から令和三年二月六日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コモデイイイダ豊春店

埼玉県春日部市上蛭田六百三十三番地外五十二筆

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） 丸一プラザ

埼玉県春日部市上蛭田六百三十三番地外五十二筆

（変更後） コモデイイイダ豊春店

埼玉県春日部市上蛭田六百三十三番地外五十二筆

ハ 変更年月日

令和二年七月三十日

ニ 届出年月日

令和二年九月七日

二 縦覧期間

令和二年十月六日から令和三年二月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月六日から令和三年二月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンレイクタウン

埼玉県越谷市レイクタウン三丁目一番地一、四丁目一番地一、四丁目二番地

二

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 九二二三台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 八一三五台

ハ 変更年月日

令和三年五月十日

ニ 届出年月日

令和二年九月九日

二 縦覧期間

令和二年十月六日から令和三年二月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月六日から令和三年二月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

レイクタウンアウトレット（二街区）

埼玉県越谷市レイクタウン四丁目一番地一

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 九二二三台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 八一三五台

ハ 変更年月日

令和三年五月十日

二 届出年月日

令和二年九月九日

二 縦覧期間

令和二年十月六日から令和三年二月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月六日から令和三年二月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

レイクタウンアウトレット（三街区）

埼玉県越谷市レイクタウン四丁目一番地一

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 九二二三台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 八一三五台

ハ 変更年月日

令和三年五月十日

ニ 届出年月日

令和二年九月九日

二 縦覧期間

令和二年十月六日から令和三年二月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月六日から令和三年二月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千九十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和二年十月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県秩父郡東秩父村大字皆谷字皆谷三一の六
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

告 示

埼玉県告示第千九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業池上地区（区画整理事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧期間

令和二年十月八日から令和二年十一月六日まで

二 縦覧場所

熊谷市役所妻沼行政センター

行田市役所

告 示

埼玉県告示第千百号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年十月一日認可した。

令和二年十月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

入間第一用水土地改良区

二 事務所所在地

入間郡毛呂山町

告 示

埼玉県告示第千百一号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所

二 作業種類

一般国道二百九十八号に係る基準点測量並びに道路台帳整備

一級基準点測量、二級基準点測量、四級基準点測量

車載写真レーザ測量

地形測量（数値図化）

三 作業地域

埼玉県和光市新倉四丁目から埼玉県戸田市美女木字中前原

四 作業期間

令和二年九月二十八日から令和三年二月十九日まで

告 示

埼玉県告示第千百二号

測量計画機関である八潮市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

八潮市

二 作業種類

公共測量（四級基準点測量、出来形確認測量）

三 作業地域

八潮市大字鶴ヶ曾根、大字二丁目地内の各一部

四 作業期間

令和二年八月二十六日から令和三年三月十九日まで

告 示

埼玉県告示第千百三号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局

二 作業種類

公共測量（道路管理）

三 作業地域

埼玉県内の一部（直轄国道）

四 作業期間

令和二年十月九日から令和三年三月二十六日まで

告 示

埼玉県告示第千百四号

測量計画機関である春日部市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

春日部市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

春日部市全域

四 作業期間

令和二年十月一日から令和三年三月十六日まで

告 示

埼玉県告示第千百五号

測量計画機関である伊奈町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

伊奈町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

伊奈町全域及び周辺地域

四 作業期間

令和二年十月一日から令和三年三月十九日まで

告 示

埼玉県告示第千百六号

測量計画機関である行田市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

行田市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

行田市全域

四 作業期間

令和二年十二月一日から令和三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千百七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一八―四一―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県所沢市大字下富字森ノ際千三百四十八番一、千三百四十九番一、千三百四十九番二、千三百五十番一、千三百五十番二、千三百五十三番、千三百五十四番一、千三百五十四番二、千三百五十五番二

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千七十七・六五立方メートル

告 示

埼玉県告示第千百八号

令和二年九月十五日付け埼玉県告示第千四号で告示した鴻巣都市計画区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和二年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第千百九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和二年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

委託内容	受託者の住所、名称及び代表者 氏名	委託期間
埼玉県高等学校等奨学金に関する条例（平成十八年埼玉県条例第六十一号）附則第三項の規定によりなお従前の例によるとされた同条例附則第二項の規定による廃止前の埼玉県高等学校等奨学金貸与条例（平成十四年埼玉県条例第四十一号）第七条の規定に基づく奨学金の返還に係る未収金の収納事務	東京都千代田区丸の内三丁目四番一号新国際ビル四階 弁護士法人ブレインハート法律事務所 代表社員 菅野 晴隆	令和二年九月一日 から令和五年八月 三十一日まで

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年十月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月六日

埼玉県川越県土整備事務所長 新井哲也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越入間線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
狭山市大字南入曾字前原四六〇 番一地先から同市大字南入曾字 前原四六〇番七地先まで		区 間
九・一六〃 一八・二六	七・一八〃 九・一六	敷地の幅員 (メートル)
四六・七三		延長 (メートル)
交差点整備事業によ る。		備 考

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和二年十月六日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 檜原 徹

第三号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
令和二年九月三十日	指定の年月日
埼玉県児玉郡上里町大字長浜字藤木戸前千二十八番六、千二十九番四	指定に係る道路の位置
七十二・一一四	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
五・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県教委告示第二十九号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和二年十月六日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 日時

令和二年十月十三日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告 示

埼玉県選挙管告示第三十一号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和二年十月六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和二年十月十五日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

イ その他